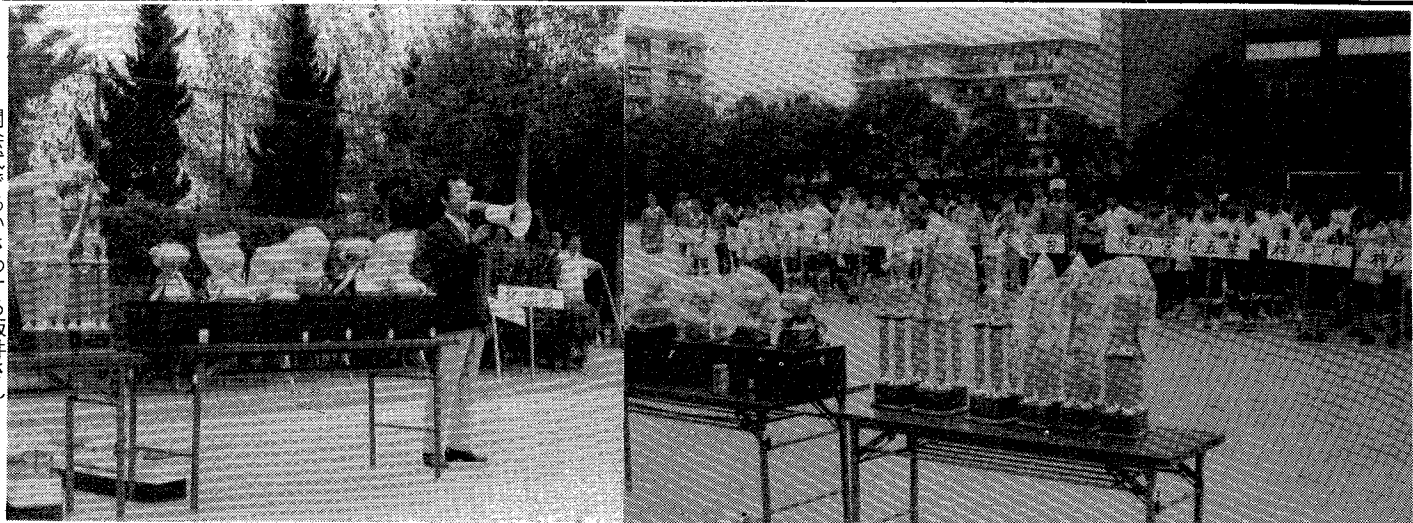


開会式であいさつする坂井さん



第1回神戸兵庫ライオンズ杯争奪

少年サッカー大会開かれる

神戸のサッカーを盛りあげよう

— 57チームが参加 —

県大会予選の少年サッカートーナメントを第1回神戸兵庫ライオンズ杯争奪少年サッカー大会と銘打って神戸市に新しい大会が誕生した。

大会は三部に分かれ1部(小6以下)には28チーム、2部(小4以下)に15チーム、3部(女子)に14チームの参加で9月2日から熱戦を繰り広げている。

決勝戦は10月14日御崎少年サッカー場にて行われる。

少年委員会は市内の少年サッカー普及、振興のために、(1)市少年リーグの充実、(2)指導者養成、(3)選抜チーム編成の3つを柱に関係者は努力しているが、少年リーグ充実の一環として県大会の予選を兼ねて秋にトーナメント大会を開催することは決定していた。その大会名を何とするか考えていた矢先にあるサッカーファンの父兄篤志家の肝入りで神戸兵庫ライオンズクラブ創立五周年記念事業の一つにこの少年大会にカップ、トロフィーを寄贈していただくことになった。そこで大会名を神戸兵庫ライオンズ杯争奪少年サッカー大会と名づけた。

大会は男子小6以下を1部、男子小4以下を2部、女子を3部とし計57チーム、1,400人が参加している。

9月15日、御崎少年サッカー場にライオンズクラブより坂井氏を迎え開会式を行い、カ

ップ、トロフィーを披露した。立派なカップを目前に、少年達はが然ヤル気を見せて大会の雰囲気は一段と盛りあがった。

市協会を代表して出席した一北理事長も「全国に先がけてスタートした神戸の少年サッカーであるが現状はさびしいものがある。」ときびしく指摘したがそのあと、「神戸のサッカーを盛りあげるのは君達である。」と力強く激励した。

歴史を振り返ると、全国に先がけて少年サッカースクールを誕生させ、スポーツ少年団活動としての少年リーグの運営など組織的には先鞭をつけたが、その過程で何人の全日本プレーヤーが育ち、何度の全国制覇があっただろうか?全日本クラスといえば長谷川治久(神戸SS→北陽高→大商大4年、全日本)、桜木浩二(成徳・KFC→鷹匠中→神戸高→筑波大3年・全日本ユース)の2人だけである。

少年サッカーに勝敗は二の次だが、大会でよい成績をあげる力強さに欠けているのも事実だ。今後この大会をもちあげ、よい選手を多くうみだすことが神戸兵庫ライオンズクラブのご好意にこたえる唯一の方法と思い、関係者のなお一層の奮起を期待したい。

記念すべき第一回大会の優勝チームはどこか?1・2・3部とも実力伯仲だけにリーグとは違った楽しみな大会である。(ク)

兵庫ライオンズ杯途中結果

男子1部(小6以下)	
※神戸FC・A	5
垂水SS塩屋	0
北五葉A	1
丸山A	3
ちとせB	0
多井畑B	0
高倉台A	5
※東灘A	0
ひより台A	0
鶴越A	2
桜の宮B	0
高倉台B	1
成徳A	6
北五葉C	1
※箕谷A	4
鶴越B	1
ちとせA	6
渦が森	0
ひより台B	0
神戸SS	0
蓮池	8
東灘B	0
八	8
高倉台C	2
多井畑A	0
丸山B	0
北五葉B	5
桜の宮A	2

男子2部(小4以下)	
桜の宮C	2
ひより台C	0
神戸FC・C	0
鶴越D	1
ちとせD	1
多井畑D	1
鶴越C	0
成徳B	5
神戸FC・D	0
多井畑C	7
箕谷B	13
鶴越E	8
鶴越F	0
高倉台D	4
ちとせC	0

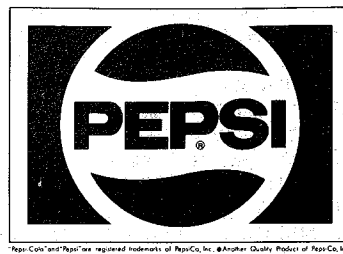
女子	
北五葉A	2
高倉台	0
太山寺	0
ひより台	1
多井畑A	0
桜の宮B	0
有馬	8
丸山	1
北五葉B	1
桜の宮A	3
箕谷	2
多井畑B	3
八	1

個人購読のご案内

弊紙を個人で購読ご希望の方は、1年分として50円切手12枚を同封のうえ、次のところへお申し込みください。

〒657 神戸市灘区上野通6丁目3-12
加藤 正信 ☎078 (861) 3100

なお、数人分をまとめて申し込まれる場合は、割引がありますのでご連絡ください。



*Pepsi-Cola and Pepsi are registered trademarks of PepsiCo, Inc. Another Quality Product of PepsiCo, Inc.



*Pepsi-Cola and Pepsi are registered trademarks of PepsiCo, Inc. Another Quality Product of PepsiCo, Inc.

神戸のサッカー

1979 10月号

発行所 神戸市サッカー協会
神戸市灘区八幡通2-5 磯上公園
〒651 ☎ (078) 232-0753
発行人および編集人 加藤 正信
神戸市灘区上野通6丁目3-12
〒657 ☎ (078) 861-3100

毎月1回10日発行 購読料1部30円

第10回全国中学校サッカー大会に出場して



鷹匠中対小城中 昭和54年度 全国中学校サッカー大会

雄県 兵庫の根性を

— 国民体育大会少年の部出場選手決定 —



鷹匠中学校 坪井 正治

神戸市、兵庫県、近畿大会と苦しい試合の連続だったが何とか代表権を勝ち取り2回目の全国大会出場を果たすことができた。この前(第8回)の時は、2回戦で敗退しているのが今回は何とか前の大会よりは良い成績で帰ってこようと意気込んでいたが……。

1回戦の相手は、九州(佐賀県)の小城中学、九州でも殆んど負け知らずのチームだということ。

試合は、前半よく攻められながらも、バックスの活躍で0-0で終るなあと考えた、残り20秒フリーキックをとられちょっとしたバックスのマークのずれから1点を許した。

後半には立ち上がり早々3分ゴール前の混戦からシュートがスーパー(森)の身体にあたりコースがかわってゴールイン2点目を許してしまった。鷹匠もよくふんばり残り10分、LW馬場からのボールをHB川口が1人かわして右スミにゲット1-2としたがここので、結局1-2で敗退してしまった。

今回も全国大会に来て感じたことだが、とにかく地域差がなくなってきて、どのチームの選手も一人一人が非常に上手になってきている。ボールをきちんと止める、思ったところへパスが出せるというのは当然のことだという印象を受けた。

それ以外に、状況判断、ボールをもっていない時の動き、ボールのもらい方、チームとしての戦術、特徴のあるプレー等こういったことが、きちんとできる選手が15人そろわないと上位進出はむずかしいという印象を受けた。

いわゆる中学時代になれば小学校時代と違った、本能的なプレーから、意図的なプレーができるように心掛けていかなければならないだろう。神戸のサッカーも全国のレベルから置き去りにされないように頑張っていきたいと駄目だなあという感を受けた。

(後列)
和食(須磨)
上田(志知)
門田(尼崎)
柳沢(伊丹)
大橋(関北)
北川(御影)
藤田(泉屋)

(前列)
八木(御影)
早田(北須磨)
与(御影)
藤本(北須磨)
菅野(滝川)
中根(泉屋)
原(三原)
今朝丸(星陵)

関正スポーツ	
東灘区住吉宮町4丁目6-13	☎078(821)8449
国鉄住吉駅南側西へ20m	
灘スポーツ	
灘区倉石通5丁目1-8	☎078(861)4671
市バス水道筋6丁目上る100m東側	
塩谷スポーツ	
兵庫区大開通7丁目5	☎078(576)0870
パンドウ化学南	
MEN'S SHOP MAC	
三宮センター街店	☎078(391)0895
プレザージュ・トーアロード店	☎078(391)0896
神戸・新開地店	☎078(575)7688

ワールドスポーツ	
東灘区深江北町4丁目7-3	☎078(453)2186
阪神深江駅北側信号西	
オウビ	
葦合区琴緒町4丁目7	☎078(242)3667
国鉄三宮駅北側神戸理専門学校斜め前(田上ビル1階)	
スメラ	
湊川店 湊川プラザ2階	☎078(511)2234
鈴蘭台店 ダイエー西側	☎078(592)0470
加茂 トアロード店	
生田区三宮町3-2	
国鉄元町駅南側東へ100m	☎078(392)0234

募集 兵庫県サッカー協会バッチ図案

このたび、ワールドコースサッカー大会を記念に、兵庫県サッカー協会では、バッチの図案を募集いたします。(参考市サッカー協会のバッチ)
応募条件ーカラスのマーク・兵庫県のマーク(県章)は必ず図案に入れること。

賞品 優秀作品はもとより、応募者全員に記念品をさしあげます。
送付先 神戸市葺合区磯上通
兵庫県サッカー協会まで
TEL 232-4647・232-0753



(参考) 神戸市サッカー協会バッチ

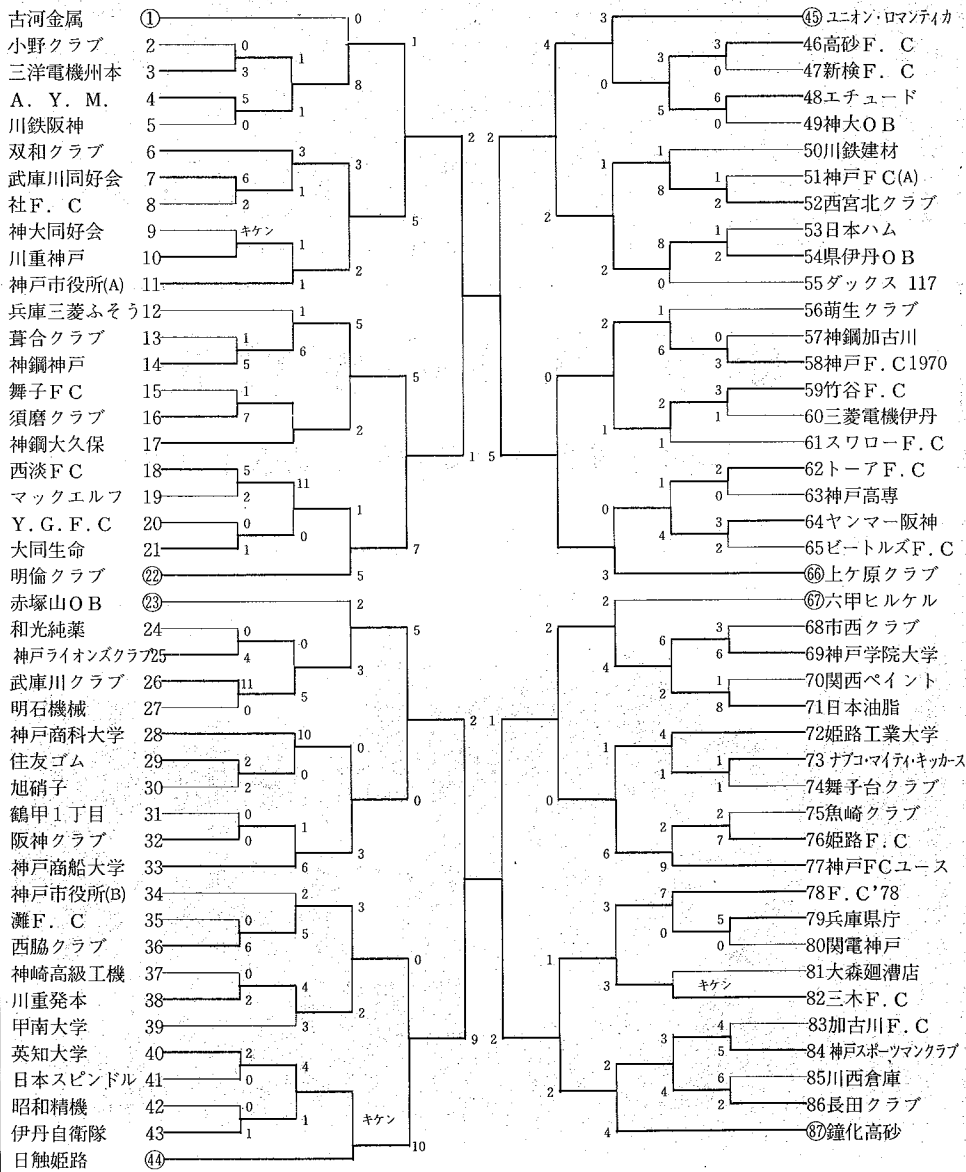
県高校サッカー選手権大会組合せ決定
兵庫県高等学校サッカー選手権大会兼全国高等学校選手権兵庫予選は、下記のとおり決定いたしました。紙面の都合で組合せ表は省略いたします。なお、詳しい組合せ表は、近日中の神戸新聞に掲載される予定です。
会期 10月27・28、11月3・4・10・11、17・18・19、(準々＝磯上G) 21(準決勝＝中央) 23(決勝＝中央) 日となっています。
◇第3回全日本少年サッカー大会(昭和54年7月30日～8月 日)(東京よみうりランドサッカー場)
▽予選第6組
西淡湊SS7-1 宇堅(沖縄)
〃 8-2 門上(宮城)
〃 1-4 甲府(山梨)
〃 1-3 日立(茨城)
〃 7-1 大野(福井)
(3勝2敗で予選第6組3位となる)

社会人国体予選結果

社会人
① 兵庫 2-0 奈良
② 兵庫 0-1 大阪
教員
① 兵庫 6-1 滋賀
② 兵庫 1-2 和歌山
少年
兵庫 3-2 奈良

三菱神戸、神戸大、兵庫教員、関学大、新日鉄広畑に加え双和、日触姫路、上ヶ原、鐘化高砂も天皇杯関西予選に出場

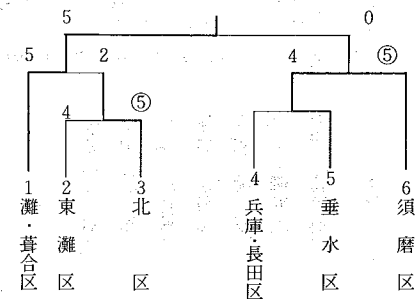
* 天皇杯兵庫予選結果 *



灘・葺合選抜優勝

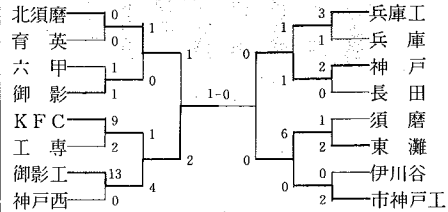
第1回神戸市区中学生選抜選手権大会開催される

去る9月15日、9月23日に行われた第1回神戸市区選抜選手権大会は、灘・葺合区選抜が優勝をし、無事日程を終了しました。
本大会は、2年生対象の区選抜チームを作ることで生徒自身のサッカーに対する意欲を高め、またサッカー技術の向上をはかり、さらに神戸市全体のサッカープレイヤーの層を厚くするのを目標とし3年生で編成する神戸市選抜チームのよりよき参考資料として、今年度から行なったものです。
神戸市サッカー協会では、選抜チーム解散後も各区とも、随時各指導者のまとまりのもとに練習会を開き各区のレベルアップを図ると同時に指導者の研修をお願いしたいと思っています。



優勝・御影工

ー神戸市総合体育大会・高校新人戦



三木記念 神戸市立スポーツ会館

シャワー・会議室が気楽に利用できます

ー市サッカー協会の委託運営に決まるー



須原 恵子さん



菊岡 良之さん

サッカー王国、兵庫・神戸をということで磯上グラウンドに寄贈された「三木記念・神戸市立スポーツ会館」の運営規則が決定しましたのでお知らせします。
市サッカー協会は、同会館の運営につき、神戸市当局と話をすすめてきた結果、市サッカー協会が市から委託をうけて管理することになりました。
同会館は、市サッカー協会と県サッカー協会の事務所として発足し、美人でかつサッカーを愛する女性事務員とサッカーをプレーする男子事務員が交替で勤務しています。(写真)
勤務時間は、10時から17時まで、休日は金曜日、
TEL 232-4647・232-0753。
サッカーを愛する諸君はもとより、できるだけ多くの人々に利用されることを期待しています。
なお、同会館運営規則は下記のとおりです。

- 第1条(目的) 神戸市サッカー協会(以下「協会」という)は、次の目的を達成するために神戸市立スポーツ会館(以下「会館」という)の管理運営について必要な事項を定める。
(1) サッカーに対する正しい知識と技術の向上をはかるため、又、サッカー指導者の人格向上のため、各種の講習会を行う。
(2) サッカー普及のため、図書及び資料の集収により、調査研究を行う。
(3) サッカー相談所を開設する。
(4) 支障のない限り各種の会合や教室を開催するため、会議室を一般市民に開放するよう努めるものとする。
第2条(管理) 神戸市サッカー協会長(以下「会長」という)は、会館の管理を行うため運営委員会を設置し、事務局職員を若干名配置し管理する。
第3条(運営委員会の職務) 運営委員会は、協会関係者をもって構成し、会館の運営を審議し、会長に答申する。
第4条(事務局職員の職務) 会館事務局職員は会長の命を受け、規則の定めるところに従い会館の管理にあたる。事務局職員の行った処分は会長の処分とみなす。
第5条(利用の申込承認) 会館の施設を利用しようとする者は、会館利用申込書を事務局職員に提出しなければならない。
2. 事務局職員は会館の利用承認したときは、利用承認書を申込者に交付する。この場合に次の各号の一に該当するときは利用を承認しない。
(1) 公安、風俗及び秩序をみだすおそれのあるとき
(2) 施設及び設備を損傷するおそれのあるとき
(3) 管理上支障があると認められるとき
(4) その他利用を不適当と認められるとき
3. 集会について、公安委員会の許可を要する場合には、当該許可を受けたことを証する書類を利用申込書に添付しなければならない。
4. 第1項の規定により利用申込をした事項を変更しようとするときは、事務局職員の承認を受けなければならない。この場合において、利用中における変更は承認しないことがある。
5. 事務局職員はいつたん利用を承認した事項についても、やむを得ない事由があると認めるときは日時等その内容の変更を求めることができる。
第6条(利用者変更の禁止) 利用者はその権利を譲渡し、又は他人に利用させることができない。
第7条(利用の取消し等) 事務局職員は次の各号に該当するときは利用の承認を取消し、又はその利用を停止し、もしくは制限することができる。
(1) この規則又はこの規則に基づく指示に違反したとき
(2) 第5条2項各号の事由が発生したとき
第8条(入館の拒絶) 事務局職員は次の各号の一に該当する者に対しては入館を拒絶し、又は退館を命じることができる。
(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある者、及びこれらのおそれのある物品、又は動物の類を携帯する者。
(2) 酔い酡者及び精神に異常があると認められる者、又は伝染性の疾患を有する者。
(3) その他、事務局職員において支障があると認めるもの。
第9条(利用料及び利用時間) 利用料及び利用時間は、別表のとおりとする。
2. 利用料は、利用の承認を受けた際に現金をもって納入しなければならない。

- 第10条(利用料の減免等) 事務局職員は協会の各種機関がその任務遂行のために使用する場合その他運営目的上特に必要と認めるときは、利用料を減免し、又は後納させることができる。
第11条(利用料の返還) 既納の利用料の返還はしない。ただし、会長又は事務局職員において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
第12条(設備等の工作) 利用者が特別の設備、装飾等の工作をしようとするときは、予め事務局職員の承認を受けなければならない。
2. 利用者が前項の規定により設備、装飾等の工作をしたときは、利用後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。原状に復しえない工作はこれを承認しない。
3. 前項の費用は、利用者の負担とする。
第13条(施設、設備のき損) 利用者その他の入館者が施設設備を損傷し、又は滅失したときは直ちに理由を付して、その旨事務局職員に届け出ると共にその指示を受けなければならない。
2. 前項の行為が重大な過失によるときは何人の行為であっても、協会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
第14条(利用者の損害) 施設・設備を利用することにより、又はこの規則に基づく処分により生じた損害については協会は一切その責に任じない。
第15条(事務局職員の指示権) 事務局職員は管理上の必要があると認めるときは、利用中の施設の中に入り指示を行うことができる。利用者はこれを拒むことができない。
第16条(利用者の遵守事項) 利用者は会館を利用するにあたり、施設の性格をわきまえこの規則を守り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 利用者は施設及び設備の利用にあたって利用承認書を事務局職員に提出し、その指示に従うこと。
(2) 使用した灰皿等は清洗し、机、いす等は原状に復し、弁当がら、包み紙等は利用者において処理すること。
(3) 利用承認されていない室を使用しないこと。
(4) 承認を得ることなく壁、柱、ドア、黒板等にはり紙をし、又は釘類を打たないこと。
(5) 所定の場所以外で喫煙しないこと。又、承認を得ることなく火気を使用しないこと。
(6) 騒音又は大声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
(7) 施設・設備の利用を終わったときは事務局職員の点検を受けること。
(8) その他、事務局職員の管理上必要な指示に従うこと。
2. 利用者がこの遵守事項に違反したときは利用承認を撤回し、又は今後当該利用者に対して利用を承認しないこと。
第17条(休日) 毎週金曜日及び毎年12月28日から翌年1月4日までの間は休日とする。但し、協会が必要と認めた時は臨時に休日を設定することができる。

附 則
この規則は、1979年8月1日から施行する。

別 表

施設	使用時間	単位	AM 9:00~12:00	PM 1:00~5:00	PM 6:00~9:00	終日9:00~21:00
大会議室(30~60人)	1室	3,000円	5,000円	6,000円	14,000円	
小会議室(~20人)	1室	2,000円	3,000円	5,000円	10,000円	
温水シャワー	2室	1,500円	30分間	但し約15名単位とする		

特別料金

- (1) 営利を目的としないで、入場料等これに類するものを徴収して利用する場合はこの表の2倍相当額。
(2) 営利を目的として、入場料等を徴収しないで利用する場合はこの表の3倍相当額。
(3) 営利を目的として、入場料等を徴収する場合はこの表の5倍相当額。
(4) その他、暖房器具使用の場合は円(1時間)を徴収する。冷房器具使用の場合は円(1時間)を徴収する。

検討中